

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 3 1 年 3 月 2 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成31年3月22日

開 議	午前9時30分	
日程第1	議案第3号	岩出市長期総合計画策定条例の制定について
日程第2	議案第4号	岩出市議会議員の及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第3	議案第5号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第6号	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
日程第5	議案第7号	岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
日程第6	議案第8号	岩出市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第9号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第10号	岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第11号	岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10	議案第12号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第13号	岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第12	議案第14号	岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第13	議案第15号	岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第16号	平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号）
日程第15	議案第17号	平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第18号	平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第17	議案第19号	平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第20号	平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第21号	市道路線の認定について
日程第20	議案第22号	岩出市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第二期）請負契約について
日程第21	議案第23号	平成31年度岩出市一般会計予算

- 日程第22 議案第24号 平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 平成31年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第26号 平成31年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 平成31年度岩出市下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 平成31年度岩出市墓園事業特別会計予算
- 日程第27 議案第29号 平成31年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第28 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求め
る請願書
- 日程第29 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田畑議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

説明員の田村善英事業部長は、本日、所用のため欠席する旨の申し出がありましたので、ご了承願います。

本日の会議は、議案第 3 号から議案第 29 号までの議案 27 件につきまして、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決、請願第 1 号につきましては、総務建設常任委員会の請願審査報告、報告に対する質疑、討論、採決、それと委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 議案第 3 号 岩出市長期総合計画策定条例の制定について～

日程第 27 議案第 29 号 平成 31 年度岩出市水道事業会計予算

○田畑議長 日程第 1 議案第 3 号 岩出市長期総合計画策定条例の制定の件から日程第 27 議案第 29 号 平成 31 年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案 27 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 27 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3 月 11 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 3 号 岩出市長期総合計画策定条例の制定についての外議案 15 件です。

当委員会は、3 月 13 日水曜日、午前 9 時 30 分から開催し、総務部門、建設部門の付託議案について審査を行いました。

また、市道路線関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第 3 号 岩出市長期総合計画策定条例の制定について、議案第 4 号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、議案第 6 号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、議案第 9 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 10 号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、

議案第15号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について、議案第16号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分、議案第19号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第20号 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第21号 市道路線の認定について、議案第22号 岩出市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第二期）請負契約について、議案第27号 平成31年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第28号 平成31年度岩出市墓園事業特別会計予算、以上13議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第15号、議案第16号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第27号及び議案第28号は可決、議案第21号は認定いたしました。

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第7号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、議案第29号 平成31年度岩出市水道事業会計予算、以上3議案は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第3号 岩出市長期総合計画策定条例の制定については、民間の委員は入るのか。詳細について。まち・ひと・しごと創生総合戦略と密接にかかわってくるが、別につくることになるのか。また、目標値の達成度はどうか。について。

議案第4号 岩出市議会議員及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、ビラの大きさは範囲内であればよいのか。また、何枚まで対象となるのか。ポスターについて金額の上限は。について。

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、職員の勤務時間について、過労死レベルは何時間と考えているのか。36協定で定めている場合、何時間までとなっているか。について。時間外勤務について、申告しないで残業する危険性はないのか。について。

議案第6号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、自己啓発等の等は、何を指しているのか。について。

議案第7号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、今回の改正により、トータルでどのぐらいの額になるのか。について。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑はありませんで

した。

議案第10号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてでは、地方活力向上地域とは、どの地域なのか。本社の移転とのことだが、支店でもよいのか。について。

議案第15号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について、第3条第8項中、水道環境という文言が外れた理由は。について。

議案第16号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号）の所管部分では、岩出駅バリアフリー化について、南側の陸橋も含め、全体的にどのような形となるのか。また、JRと岩出市の負担割合は。6款1項システム改修委託料の内容は。について。

議案第19号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんでした。

議案第20号 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんでした。

議案第21号 市道路線の認定では、中島38号線、39号線について、どのような埋設管があるのか。また、ガードレールや柵が設置されていたが、基準はあるのか。について。

議案第22号 岩出市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第二期）請負契約について、質疑はありませんでした。

議案第27号 平成31年度岩出市下水道事業特別会計予算では、今年度の下水道拡張地域はどこか。について。

議案第28号 平成31年度岩出市墓園事業特別会計予算について、質疑はありませんでした。

議案第29号 平成31年度岩出市水道事業会計予算では、今年度の給水戸数及び給水人口は。低所得者への減免制度について、昨年度から変更はないのか。水道の民営化について、市はどのように考えているのか。について。

以上が、総務建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月11日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第8号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての外議案10件です。

当委員会は、3月14日木曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の付託議案について審査を行いました。

議案第8号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正について、議案第14号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第16号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号）所管部分、議案第17号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第18号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第25号 平成31年度岩出市介護保険特別会計予算、以上8議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第11号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第24号 平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第26号 平成31年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第8号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、学校運営協議会委員について、これまでの委員には支払いをどのようにしていたのか。また、委員会は何回実施してきたのか。について。

議案第11号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正については、改正で保険料が上がることにより納められない人がふえると思われるが、市の考えは。また、納められる保険料にして払ってもらおうほうが、財源的にはよいのではないのか。広域化によって市の事務作業量はどうなるのか。資産割、所得割について、今後の計画はどのようにになっているのか。について。

議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、申請してから決定するまでの支給の流れは。また、審査、認定はどこ機関で行うのか。災害弔慰金の支給について、市独自で弾力的に適用することは考えていないのか。延滞の場合の利率が引き下げられている理由は。について。

議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正については、条例改正によって介

護保険料はどのぐらい下がるのか。また、保険料が下がった分をどのように補うのか。について。

議案第14号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、今回の改正で、該当する施設は幾つあるのか。また、その規模は。指定した事業所に対する指導監督は誰が行うのか。について。

議案第16号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号）の所管部分については、障害者総合支援給付費の増額理由は。また、放課後等デイサービスの利用者数及び対応施設数は。放課後児童健全育成事業（学童保育）委託料の増額理由は。について。

議案第17号 平成30年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、質疑はありませんでした。

議案第18号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）では、質疑はありませんでした。

議案第24号、平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、一般会計繰入金について、減額の内訳について。一般被保険者療養給付費、大きな増額の原因は。分納している方と分納の相談をした方の件数を把握しているのか。また、市の公金の管理状況は。について。

議案第25号 平成31年度岩出市介護保険特別会計予算では、介護認定審査会について、認定に時間がかかるが、改善されているのか。地域ケア会議について、今年度の開催回数は。成年後見人報酬助成の金額根拠は。また、現在、支給している人数は。について。

議案第26号 平成31年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、保険料について、特別徴収を普通徴収に切りかえることはできるのか。後期高齢者医療広域連合納付金について、増額の理由は。人間ドックの受診者数は。について。

以上が、厚生文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、松下 元議員、演壇でお願いします。

○松下議員 皆さん、おはようございます。

予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月11日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第23号 平成31年

度岩出市一般会計予算、1件です。

3月11日、本会議終了後、正副委員長の互選を行い、引き続いて、総務部長に対して議案第23号の議案説明を求めました。

議案説明に引き続きまして、議案の審査方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に審査を行うことに決定いたしました。

3月15日金曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月18日月曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり特別委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、市当局から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の審査終了後、議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の報告に対する質疑に入ります。

委員会報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第3号 岩出市長期総合計画策定条例の制定の件、議案第4号 岩出市議会議員の及び岩出市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件、議案第6号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第10号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正の件、議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件、議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第14号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の件、議案第15号 岩出市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正の件、議案第16号 平成30年度岩出市一般会計補正予算（第7号）の件、議案第17号 平成

30年度岩出市国民健康保険特別会計予算（第3号）の件、議案第18号 平成30年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第19号 平成30年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、議案第20号 平成30年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第21号 市道路線の認定の件、議案第22号 岩出市デジタル防災行政無線（同報系）整備工事（第二期）請負契約の件、議案第25号 平成31年度岩出市介護保険特別会計予算の件、議案第27号 平成31年度岩出市下水道事業特別会計予算の件、議案第28号 平成31年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、以上議案20件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案20件に対する討論を終結いたします。

議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第8号から議案第10号、議案第12号から議案第22号、議案第25号、議案第27号及び議案第28号の議案20件を一括して採決いたします。

この議案20件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第8号から議案第10号、議案第12号から議案第20号、議案第22号、議案第25号、議案第27号及び議案第28号の議案19件は、原案のとおり可決、議案第21号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。

現在、日本においては、長時間残業、過労死という問題が横たわっています。今回の条例は、月100時間まで残業を認めるというものです。岩出市では職員体制が脆弱な状況がある中で、これまで以上に過酷な勤務状況がつくられることにつながります。

提案理由で、人事院規則が変わったから岩出市でも定めると言いますが、そもそも国家公務員は、徹夜国会もいとわれないなど、複雑な内容業務もある中で、特別な状況下のもとで勤務されています。地方公務員に当てはめるのはふさわしくありま

せん。

条例が長時間労働を解消していく是正ではなく、逆に月100時間まで働かされる  
ことができるものとして、これまで以上に市職員の労働強化を進めるものです。岩  
出市職員においては、年休の取得すら困難な実態があるのに、健康面、生活面にさ  
らに大きな弊害をもたらす内容であると考えますので、反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、  
私は賛成の立場で討論いたします。

最近では、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスがうたわれております。  
仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすと同時に、家事、育児、近隣との  
つき合いなどの生活も暮らしには欠かすことのできないものであり、その充実があ  
ってこそ人生の生きがいや喜びは倍増すると考えます。

公務員においても、長時間労働の是正は、職員の健康保持や仕事と家庭の両立を  
する上でも重要であり、また、業務の合理化や働き方を見直すよい契機になると考  
えます。

時間外勤務の上限を設けることは、上限まで働かせるのではなく、上限以上に働  
かせないために設けるものであるもので、職員の心身の健康のためにも、民間や国家  
公務員と同様に、時間外勤務の上限を設けるための条例の改正が必要であると考え  
ます。

以上の理由により、私は本案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第5号に対する討論を終結いたします。

議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第7号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等  
の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第7号について、反対の討論を行います。

地方公務員の賃金水準を引き上げていくことは、民間の賃金水準を引き上げていくためにも有効ですし、さらに、国民の購買力を高めることにもつながり、景気回復の決め手になることも期待されます。

しかし、特別職である市長等の給料や期末手当の引き上げについては、人事院委員会勧告に機械的に準ずることは正しくありません。なぜなら、市長や市議会議員は、市民から選出された代表者なのですから、市職員の給与水準だけでなく、市内の中小零細企業の労働者、自営業者、年金生活者など、市民全体の所得動向を考慮して決定するべきと考えるからです。私たち議員や市長は、みずからの期末手当引き上げについては慎重に検討することが必要です。

そうした観点から考えた場合、今回の特別職の期末手当支給割合の引き上げは、市民全体の生活実態を反映していると言えるでしょうか。年金引き下げに苦しむ年金生活者、実質賃金の低下や低迷に苦しむ現役世代、地域経済の低迷による営業不振に苦しむ自営業者、多くの市民の苦しい生活状況の中で、市民の代表である市長や我々議員の手当は、今は引き上げるべきではありません。この引き上げについて、市長を初め市議会議員の皆さんは、市民の理解を得られると考えているのでしょうか。私は、到底、市民の理解を得られないものと考えます。

よって、この議案に反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 私は、議案第7号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであり、給与水準は、経済、雇用情勢等を反映して、労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であります。

また、過去において、人事院の引き下げの勧告時にはそれに準じた条例改正を行っており、これまでどおり、人事院の勧告に準じた条例改正を行うことで、市民の理解が得られるものと考えます。

以上、述べました理由により、私は本案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第7号に対する討論を終結いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第11号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第11号 国民健康保険税条例の一部改正に反対の討論を行います。

国保税における運用体制が、岩出市の単独運営から和歌山県全体への広域化が進められました。今、国の政治でも高過ぎる国民健康保険税に対する対応のあり方が大きな焦点となってきています。

岩出市においても、広域化において、県への納付金が増大する影響も生まれてきています。しかし、岩出市の国保加入者が原因をつくったわけではありません。将来的には資産割が廃止されることになり、3方式となる。急激な負担増をつくらないためにも保険税の引き上げが必要だとしていますが、国保利用者に急激な値上げを行わないためにも値上げを抑制する対応、一般会計からの繰り入れや国保基金の活用などの対策こそ求められています。

条例改正に関しては、基金からの繰り入れについては行われない中での算定となっています。国保会計では、実質的には3,660万円の値上げになると言われましたが、税収面で1億円の税収増を見込んだ予算となっています。計算上、そうなると言われますが、増税となる点での対応面では、国保利用者に理解を得られないと考えます。

医療給付費増大に対しての調査、分析、ジェネリック薬品の活用、市民への健康生活を維持する取り組みの推進など、医療費削減、健康施策推進の強化を求めて、この条例についての反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

松下 元議員。

- 松下議員 議案第11号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化を背景に、国保1人当たりの医療費は、全国的に増加の一途をたどっております。このような状況の中、平成30年度から、制度改革により県が財政運営の責任主体となり、県は市町村ごとに国保事業費納付金を決定し、市町村は決められた額の納付金を県に納付することとなっており、その納付金には県税を充てることとされております。

1人当たりの医療費の増加等により、平成31年度の国保事業費納付金が増額し、現行の税率等では賄うことができないため、税率等の改正は、納付金の納付に必要な費用を確保するためには、やむを得ない改正であります。

被保険者の方には、保険税が上がる方もいらっしゃいますが、国保は、被保険者全体の相互扶助に支えられている制度であることを考えますと、応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えております。

また、内容につきましては、資産割の引き下げが行われ、県国保運営方針における3方式による統一保険料を見据えたものとなっております。

以上の点から、国民健康保険の運営に必要な条例改正と認め、私は本議案に賛成といたします。

- 田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

- 田畑議長 以上で、議案第11号に対する討論を終結いたします。

議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

- 田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

- 市來議員 議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算に反対の立場で討論を行い

ます。

昨日の新聞各紙の1面には、「政府 景気判断引き下げ」の見出しで、3年ぶりに引き下げました。これは中国経済の減速が響き、日本からの輸出や企業の生産活動が鈍っており、国内景気が後退しているデータが示しています。このような経済情勢の中で、10月から消費税10%増税を行えば、国民、市民の暮らしは破壊されます。にもかかわらず、安倍首相がいつまでたっても道半ばと言い続けるアベノミクスの破綻は既に明らかです。

大企業のもうけは、記録的な水準にふえ続け、資本金10億円以上の巨大企業がため込んだ内部留保は、昨年7月から9月期で443.4兆円にまで膨らみました。大企業がもうかれば国民の所得がふえるというのがアベノミクスのシナリオでしたが、国民の所得は伸び悩み、消費税増税の影響もあって、消費の低迷がいまだに続いています。

安倍政権は、景気拡大が今月で戦後最長を記録すると言いますが、国民には悪くなったという実感しかありません。私も岩出市民の方から、景気が上がり、生活がよくなったという話を聞いたことがございません。それどころか、国の税制改悪で負担がふえ続け、世代を超えて生活が苦しくなっています。市は、市民の暮らしを守る防波堤としての役割を今こそ果たすべきだと考えます。

このような状況の中で、岩出市民の暮らしに應える予算となっているか、地方自治体の本来の役割として、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育・福祉の充実策が図られているかが問われることとなります。住民の生活向上のために、財政を使うことこそ求められております。

予算を見れば、国の補助金や交付金、積極的に使い、新たな施策や事業も見受けられ、評価できる点多々あります。しかし、これらは当然のことであり、他市にも共通するものも多くあります。市はバランス論を用いて施策の向上に消極的な点も多く、言い換えれば、バランス論を用いて、市民サービスの向上に努めない傾向があると考えます。今年度の予算を見る限り、市民の暮らしを守る市民サービスの向上といった積極的予算の編成、施政方針でも見受けられません。

子供の施策においても、若い世代、子育て世代が一番県下で多い岩出市民の願い、子供の医療費の無料化の拡充は、子供を育てるに当たり、病気やけががないよう細心の注意を払ってもらおうという理由で、自己責任論を市民に押しつけ、1割負担を残したままです。とうとう県内、岩出市だけとなりました。市民の声に答えようとしていません。

また、子供の保育では、待機児童が生まれています。そして、いまだに中学校の建設計画など、示されていないことは、子供に温かい行政とは言えません。

就学援助制度では、入学前支給、文科省最新調査で、小学校73%、中学校79%と広がりを見せる中で岩出市では実施していません。

この予算を見る限り、誰もが望む、お金の心配をしないで必要な介護、また医療を受けられる制度への改善、展望についても見えません。

また、職員体制についても、必要な部署に適正に配置することが市民サービスにつながるものと考えますが、不十分だと言えます。

岩出市には住民の願いに応える財源は十分にあります。子供から高齢者まで全ての市民が健康で豊かな生活を送る、岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。しかし、この予算はそうになっていないと考えます。

これでは住民の皆様の納得は得られないと考え、よって、この議案には反対いたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

市長の施政方針にありましたように、経済は緩やかな回復基調の継続が期待されているものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意を要する状況となっています。

また、和歌山県内経済も緩やかに回復しつつあるとされておりますが、引き続き動向を注視していく必要があるとされています。このような状況の中、各種行政サービスを継続的に実施していくためには、健全財政の堅持が不可欠であります。

平成31年度一般会計当初予算は、前年度比5,100万、0.3%の減となっており、国・県補助金等の財源を有効に活用し、基金の繰り入れも必要最小限としています。

また、市の借金である市債は、臨時財政対策債と重点事業である防災災害対策の財源として、緊急防災減債事業債を活用するなど、将来に負担を残さないために、健全財政の堅持に努めていることが十分見受けられます。

また、計上されている各事業については、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光促進及び学力向上に重点を置きつつ、子育て支援を初めとする各福祉施策や教育関連施策についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。

このように当該予算は、健全財政に引き続き、配慮しながらも各種施策にわたり充実した内容であります。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算に対する反対討論を行います。

まず第1の理由についてですが、新年度の重点事項として、これまで取り組んできた防災・災害対策、浸水対策、公共下水道整備、観光振興、福祉の充実及び学力の向上に引き続き重点を置いた予算にしたと表明されました。

いずれも重要な解決すべき課題であることは否定しませんが、福祉の充実を掲げるなら、中での一番重要な課題は、少子高齢化に対しての予算への手厚い投資であると考えております。

岩出市の最大のやるべきことは、市民の命と暮らしを守るためにどのような政策を構築するかであり、政の基本であります。中でも中学校卒業までの医療費の無料化であります。市の見解では、親が子に対してやるべきことが基本であるとして、いまだに実施していないことは全く理解できません。

紀の川筋でも和歌山県下でも、岩出市だけが時の流れに逆行をしているのであります。また、中学校のマンモス化を見ても明らかな、将来人口減少するからといって、全く基本計画すらしない姿勢は、市民として許されるものではありません。

さらに、人間が子々孫々にわたって生きていくためには、破壊されつつある地球環境を守るために、今、何をやるべきか、具体性が全く見えません。

さらには、公共性、効率性、費用対効果等を考えて、今まで行ってきた施策についての総括を行い、評価や分析、検証を加えるなど、新年度予算に反映すべきであります。評価までは実施していますが、継続するかやめるかの最終判断がされていないこと、何を査定してきたのか、疑わざるを得ません。

また、市民の知る権利を伏せて、情報の公開をしていないこと、いつでもその場所に行けば、全ての市行政のやっていることや、これからやろうとする事業が閲覧できる情報公開コーナー等もありません。今、岩出市民は何を求めているのか。それに答えるためにどう予算に反映するのか。総合的な立場から、広く市民にとって、より有効な施策となるようにすることが極めて重要であります。

創造性のある市民が感動する予算となっていません。夢あるものではない。今ま

での惰性で予算を編成したとしか言えません。

観光振興と言いながら、岩出市での宿泊施設についてはほとんどなく、民泊等の活用も組んでいる予算ではありません。

具体的に指摘しておきますと、市税の増加する要因については外部要因が多く、自然増が主なものであります。過去、贈収賄や公金の着服事件等々、岩出市民を裏切ってきており、清潔で公平な行政が最大の課題であります。この点については一言も触れていないし、議員としても、毎年、警鐘を鳴らし続けておきたいと思えます。常に改善し、二度と起きないような、日ごろから常に改革し、実行すべきであります。

ゼロベースで経営の見直しを受けない費用対効果の検証、事務事業の見直し、優先順位を決め、簡素化に努めるとともに、義務的経費を含め、歳出抑制に努めたのか疑問であります。

ふるさと納税に向けて、やっと取り組みをすることではありますが、余りにも遅過ぎます。

市有財産の有効活用等により歳入確保に努め、新たな収入の獲得に知恵を出し合い、積極的に取り組むとともに、収納目標値が明確でなく、曖昧であります。信頼される行政の基本は行政の透明化であり、いかに情報公開するかにかかっております。市民への説明責任を果たしていく。その過程や結果の情報を全て公開すべきであり、公文書の管理を後世に対する検証するものであり、改ざんすることのないよう改めて求めておきたいと思えます。

市民サービスの向上には、職員の健康と安全・安心でなければなりません。しかし、現行の予算では、人材の活用及び活性化のためのスキルアップを全庁挙げて取り組み、職員間の自由闊達な意見を尊重し、市民サービスの向上につながる予算になっていません。

職員の賃金について、正規職員は賃上げ2%がされましたが、市行政の業務を下から支えている非常勤職員は低賃金、低労働条件であり、官製ワーキングプアの固定化をするものであります。同一労働・同一賃金に流れを逆行するものになっており、改善されておられません。

さらに、過労自殺が増加していく中、超過勤務の削減、有給休暇等々の消化向上に取り組むことも明確であり、必要な中で、昨年比3%増加すると答弁し、取り組む意思がないことでもあります。

住基カードからマイナンバーに切りかえられて、ますます税金の無駄遣いになっ

ており、この施行は個人情報情報の漏えいにつながり、市民には役に立たないものであります。

全国民の普及率はいまだに8%程度であると言われております。岩出市においても、さらなる徹底した管理が求められるとともに、税金の無駄遣いをやめるべきであります。

光熱水費について、市庁を初めとする全ての公共施設に関して、節電効果ができるLED化計画はまだまだ不十分であること。

一昨年の4月から電力の自由化を実施されていますが、理屈をつけて具体的実施計画はありません。他の先進地実態に学び、その姿勢を取り入れるべきであると考えております。

同時に、福島原発の事故により、いまだ5万人から7万人から避難し、故郷へ帰還できない現状があります。未曾有の放射能による被害を受けていることを真剣に考えるならば、脱原発への取り組みを進め、再生可能エネルギー普及に取り組むべきであります。太陽光発電設置への補助金創設がないことでもあります。

工事請負費に関して、積算根拠を詳細に組み、予算との乖離を最小限にすることをたびたび求めています。予算と決算の乖離があり、いまだに精度が向上していないと考えています。つまみ予算であると言えます。さらに、決算時に入札の差額であると言いき、当たり前のように発言をする。

また、ワクチンの同時同日接種で、毎年、約1,000万円から無駄遣いの支出をしているにもかかわらず、改善する意思がなく、何をどういう仕事をしているのか、疑わざるを得ません。

市民サービスの一環として、新庁舎の建設は立案されておらず、継ぎ足しばかりの現状であり、かえって費用が加算しているとしか言えません。南庁舎を増設したが、庁舎内は迷路化して、動線の表示を求めてきましたが、いずれも実施をしていないのであります。

市民サービス向上のため、不安定な臨時職員、非常勤職員から正規職員への登用は最も重要な課題であります。

5万3,000人から人口が増加しているにもかかわらず、職員数は見直しをしていない。この点についても具体的方針がないことでもあります。

防災マニュアル作成業務では、土砂災害危険箇所への看板設置する予算はなく、市民への啓発予算となっていないこと。また、自主防災活動組織についても、まだまだ開店休業の組織になっているのが実態であると思います。市として、もっと具

体的に側面から支援をすべきであると考えております。

予算書、説明書等での表記に関して、行政みずから障害者の人権を守るべきでありながら、「障がい」の「がい」と平仮名表示を改める意思がないことでもあります。宝塚市においては、この表示について改めて、全国で改めた第1市であります。

公民館使用制限をしながら、勤労者が集える施設の建設計画がないことでもあります。

若もの広場、大門新池駐車場に関して、賃貸借契約の不当性を主張し、返還を求めると発言していた。いまだに市民の税金である約4,700万を請求せず、弁護士と相談しているとしながら、行動に移そうとしないことでもあります。大門新池訴訟裁判について、近日中に地裁の判決が出るようになっておりますが、早期に解決するよう改めて求めておきたいと思っております。

最後に、強調すべき指摘事項があります。提案説明者であり、また、トップである市長が、各常任委員会に欠席して開催していることは余りにも無責任であります。他の業務があっても委員会の出席を第一にすべきであり、執行機関市長がいない中で、補助機関補助行政職員のみで審議すること自体が異常であり、到底理解できません。二元代表制の中で、チェック機能を高めていかなければならないのに、岩出市議会が行政のこの態度に対して是認すること自体問題であります。

さらに、1人会派として不利益な扱いを強要し、特別委員会から排除して議事が進められていることには許せません。パワハラ的暴挙と言わざるを得ません。市議会議員の基本は、行政の監視及びチェックで、その役割を果たしていかなければならないと考えております。

よって、私は31年度新予算に反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第23号 平成31年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の討論をいたします。

我が国の経済は、緩やかな回復基調の継続が期待されており、また、和歌山県内経済も緩やかに回復しつつあるとされておりますが、依然として景気回復の影響は弱い状況であります。

このような中、市では、第2次長期総合計画後期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域の発展と活性化を進めるとともに、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、各種行政サービスを継続的に実施していく

ためには、将来に負担を残さないよう財源を確保しながら進めていくことが重要であります。

歳入においては、国・県補助金等の財源を有効に活用し、基金の繰り入れも必要最小限としております。また、市の借金である市債は、臨時財政対策債と重点事業である防災・災害対策の財源として緊急防災減債事業債を活用するなど、健全財政に努められています。

一方、歳出においては、計上されている各事業の中でも、防災・災害対策事業については、特に予算を重点的に配分されており、総合保健福祉センターにおける停電時の福祉避難所としての機能確保に向けた非常用発電機設置事業の費用を新たに計上するほか、同報系防災事業無線設備整備事業、生活道路環状化事業など、継続事業も引き続き進める予算となっております。

また、新たにバス利便性向上促進補助金として、路線バスのＩＣカードシステム導入への補助を行い、利便性の向上を図るほか、子育て世帯包括支援センター事業として、妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うため「ぎゅっとふるいわで」の開設に係る費用を計上されております。

以上の点から、平成31年度の一般会計予算は、新規事業、また継続事業において、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光促進及び学力向上に重点を置きつつ、子育て支援を初めとする各福祉施策や教育関連施策においても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされており、当該予算は、健全財政に引き続き配慮しながらも、各種施策にわたり充実した内容であると考えます。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第23号に対する討論を終結いたします。

議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

- 市來議員 議案第24号 平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

これまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約する国保の都道府県化をスタートさせ、1年が経過しました。都道府県化の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れを行っている、自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。

市町村の独自繰り入れの解消で国保税がさらに引き上がり、保険証の取り上げや差し押さえなど、無慈悲な滞納制裁が一層強化されるのでは、住民の苦難は増すばかりです。

今、岩出市に求められているのは、住民を守る防波堤となる自治体の役割が問われています。

新年度予算では、保険料の改定案が上程されました。これ以上、高過ぎて払えないと悲鳴が上がっている保険税の値上げを容認することはできません。

国保の都道府県化は、市町村の一般会計繰り入れをやめさせる圧力を強化するものですが、地方自治を規定した憲法のもと、市町村独自の公費繰り入れを法令で禁止はできないというのが政府の説明です。

政府・厚労省は、新制度スタート後も、市町村の独自繰り入れは制限されず、自治体の判断で行えると答弁せざるを得ませんでした。こうした状況から考えても、一般会計の繰り入れ、国保税の引き上げを行わない選択もできたはずですが、今後ますます引き上がることが予想されます。高過ぎる国保税は、住民の暮らしを苦しめるだけでなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しています。

国民健康保険制度に構造的な問題があるのは、今や共通認識となっています。これを解決するために、日本共産党は提言を出しています。全国知事会が求めている公費1兆円の投入で、サラリーマン健康保険並みに保険料を引き下げることや、子供がふえれば保険料もふえる応益負担割の廃止を求める内容です。

払える保険料にして、市民の命と健康を守る国民健康保険制度に改善すべきです。

今日の国保の危機を招いたのは、国庫負担金の削減にあります。国庫負担金を増額し、誰もが払える保険料にすべきと考えます。

今回、値上げの部分も含まれる予算となっていますので、この議案には反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第24号 平成31年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、賛成討論をいたします。

現在、少子高齢化により社会保障費が増加する中、国民健康保険の制度改革は市町村国保が抱える構造的な問題に対応していくために、国費の拡充に加え、県と市が共同保険者となり広域化することで財政基盤の安定を図るなど、将来にわたって持続可能な制度とするために実施されたもので、県が財政運営の責任主体となり、市は県が決定した国保事業費納付金の納付、保険税等の決定、保健事業などを行うこととされています。

予算は対前年度比1.6%増額され、歳入では、県支出金や事業費納付金納付のために必要な国保税額が予算計上され、歳出において、保険給付費、国保事業費納付金、保健事業などが増額されており、医療費の増加及び広域化2年目に対応するため必要な予算が確保されております。

以上の観点から、適正な予算と認め、同議案、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第24号に対する討論を終結いたします。

議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成31年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市来議員 議案第26号 岩出市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

75歳以上の高齢者、65歳以上の障害者を対象にした後期高齢者医療制度が発足して、4月で11年です。高齢者を年齢で機械的に区切り、1つの医療保険に無理に囲い込む制度は、保険料アップが繰り返されるなど、弊害と矛盾が深刻です。長生きを脅かし、高齢者につらい制度を存続させるべきではありません。

75歳以上の人口がふえるほど保険料アップにつながる仕組みになっており、値上げの傾向に歯どめがかかりません。年金から天引きされる保険料の重さが暮らしを圧迫していることは明らかです。年金天引き対象外の低所得者の保険料滞納も深刻です。滞納者は、毎年、20万人以上で推移、滞納が続き、有効期間が短い保険証を交付された人は2万人を超えています。お金が払えず、安定して医療にかかれなくなる事態は問題です。

高齢者の年金は毎年減額される一方で、後期高齢者医療保険料や介護保険料は増加している。無年金者や老齢基礎年金のみの方など格差や貧困が広がっています。高齢者の尊厳が守られ、安心して入院治療、療養ができるよう体制を整えることを求め、反対討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 議案第26号 平成31年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、私は賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設置された広域連合が運営主体となり、市町村と協力して実施しているもので、保険給付費については、国・県・市の負担分が約5割、現役世代の後期高齢者支援金が約4割、残りの1割を被保険者が保険料として負担し、社会全体で支えている制度です。和歌山県では、和歌山県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、運営されています。

今回の予算のうち、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金が99.4%の8億7,105万7,000円を占めておりますが、その内容は、保険料や療養給付費負担分など、制度を維持するために市の負担が必要とされる部分であり、広域連合の運営に必要な事務費負担金も計上されています。

また、人間ドック等保健事業費も計上されており、被保険者の健康増進に資するものと考えます。

以上の点から、適正な予算であると認め、平成31年度岩出市後期高齢者医療特別

会計予算につきまして、賛成といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第26号に対する討論を終結いたします。

議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議案第29号 平成31年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 水道会計予算に反対討論を行います。

毎年、岩出市の水道事業決算においては、人口増に伴う中で、毎年、安定的な収入が続いてきています。このような中で、内部留保金で20億円、投資有価証券で10億円、合わせて30億円となってきました。

水道は命の水であり、なくてはならないものです。岩出市で基本使用水量20立方まで達していない家庭は、調査でも3,300世帯ある状況で、15%以上の割合です。使用水量の少ない家庭に対する基準見直しや、低所得者、お年寄りに対する負担軽減策など、社会的弱者と呼ばれる世帯などには、国の悪政に対して温かい改善策が求められています。

しかしながら、今年度も十分な手だてが講じられてきていません。また、5万人をはるかに超えた中で、水道管破裂や緊急を要する修理、突発的な事故もある中で、人口規模に見合った住民のニーズに十分応え切れるものなのか。職員体制面では、さらなる長時間労働を導入する考えのもと、危惧する面もあります。基準見直しや低所得者負担の軽減策、社会的弱者などに対する負担軽減策が十分にとられていないと考えますので、この予算には反対をいたします。

○田畑議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 私は、平成31年度岩出市水道事業会計予算について、賛成の立場で討論

をいたします。

水道事業は、日常生活に欠かすことのできない飲料水を安定的に安全で、確実に地域住民に供給する役目を担っております。平成31年度予算においては、住民が安心して暮らせるよう、安全な飲料水を安定して供給するため、水道施設の改築・更新や管路の耐震化など、各種事業を進め、効率的な運営に取り組み、健全経営に努めることで、公共の福祉の増進を図ろうとしていることが見受けられます。

以上述べました理由により、平成31年度岩出市水道事業会計予算につきましては、賛成といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第29号 平成31年度水道事業会計予算について、反対討論を行います。

水道会計の予算について、従来から、多額の金額を剰余金として、29年度は3億2,000万円以上も計上しております。その一方で、不条理とも言える20立方メートル以下の使用量を全て切り上げ、一律に2,160円として徴収をしております。これらの不合理性を正すべきとして問題を指摘してきました。高裁の判断では、第一義的には、住民自治による条例の改正によって解決されるべき課題であると述べております。すなわち市民が疑問を感じたまま、議会はこれらの声に応え、是正させるべき課題であります。

さらに、消費税のアップがことし10月から予定され、10%になり、ますます岩出市民の生活に負担を強いるものになってきております。この消費税は国税ですから、国に納めることはなく、地方自治体の財布に納まっており、いわゆる脱税といっても過言ではありません。

水道接続においても、加入施設分担金が他市に比べて高額であり、市当局が認識しておきながら、引き下げる意思はないこと、硬直化した考えであり、市民の立場に立っていないものと言えます。

地方自治体が独占で行う水道事業の会計が、営利団体化していると言っても過言ではないと考えております。

さらに、他市では実施をしている生活保護者や障害者等々への減免措置はなく、生活困窮者への温かい支援制度を求めてきておりますが、それもありません。

事業経費である電力使用料の削減についても、具体的取り組みがありません。

今後の水道事業は、水道法の改正で、民間への運営は画策されており、岩出市は

明確に反対の態度を表明すべきであります。

よって、この31年度水道会計予算には反対といたします。

○田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田畑議長 以上で、議案第29号に対する討論を終結いたします。

議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田畑議長 起立多数であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第28 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

○田畑議長 日程第28 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願書に関し、請願審査報告書が提出されていますので、総務建設常任委員会委員長から報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 総務建設常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

3月11日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書です。

当委員会は、3月13日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑を行い、討論の後、賛成者少数により請願第1号は不採択となりました。

以上が、委員会での請願書の審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

1世帯当たり8万円の増額について、その根拠は。3、5、6、8、10%の5段階税率の詳細について。軽減税率の問題点は。消費税増税分の財源確保について、どのように考えているのか。について。

以上が、総務建設常任委員会で、請願書の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田畑議長 ご苦労さまでした。

以上で、総務建設常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、私は反対の立場から討論をいたします。

消費税増税については、2012年に、自民・公明・当時の民主党の3党が合意した社会保障と税の一体改革が基本にあり、少子高齢化が急速に進む中で、社会保障費の安定財源を確保するための決断で、この消費税率の引き上げにより、2025年を念頭に進められてきた社会保障と税の一体改革が一区切りとなります。

一方、人口構造の推移は、2025年以降、高齢者の急増や現役世代の急減に局面が変化する見込みであり、2040年を展望すると、現役世代の減少が最大の課題となることから、政府内に2040年を展望した社会保障・働き方改革本部が設置され、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築に向けて、雇用、年金制度改革の方向性、健康寿命延伸プランの方向性、医療・福祉サービス改革プランの方向性、生産性の向上などについて検討されております。

消費税増税の中止を求めるのであれば、どのように安定財源を捻出し、ふえ続ける社会保障費を確保していくのか。意見書では、消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業は富裕層を優遇する不公正税制を正すべきです。軍事費や

不要不急の大型公共事業を見直し、暮らしや社会保障、地域経済振興を優先に税金を使い、内需拡大で家計を温める経済政策をとるべきです。と述べていますが、そんな抽象的な言い回しではなく、どのような税金をどのように集め、どのように国民的な合意形成を図り、安定財源にしていくのか、具体的な対案がない限り、絵に描いた餅と批判されても仕方がないのではないのでしょうか。

過去に、民主党政権がコンクリートから人へという政策を展開、事業仕分けのこともなく、経済は悪化をたどりました。

今回の消費税10%による財源により、多くの子育て世代が期待している幼児教育の無償化を初め、軽減税率の導入、負担軽減策のプレミアム商品券、キャッシュレス決済時に最大5%分のポイント還元や、住宅ローン減税の期間延長等、さらに自動車税等の減税、高齢者の生活を支える年金生活者支援給付金の実施など、さまざまな対策がなされていることから、国に対し、消費増税中止を求める意見書を提出することについては反対といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、賛成の討論を行います。

2月のNHKの世論調査で、今、国民の中で景気が回復していると実感しているのは8%、実感していないと感じているのが66%という調査結果が出ています。政府自身の調査では、物価変動の影響を除いた実質家計消費支出は、消費税8%への増税を契機に、増税前と比べ、年額で25万円も減っており、実質賃金は年間10万円以上も減少してきています。このことは安倍首相も認めてきています。

このような状況下で増税を強行すれば、ますます消費は冷え込み、暮らしも経済も壊してしまいます。だからこそ、消費税は必要だと考えている人でも、10月からの10%への増税については、消費の減少、企業倒産の増加、失業率の上昇など、さらに負の連鎖に直面し、悪い方向に向かうことになる、大企業の経営者の方も警鐘を鳴らしています。

そもそも消費税増税の根拠として、就業者が380万人ふえている、景気回復により仕事がふえているから増税を行うとしていますが、ふえた就業者の7割、265万人は高齢者の方です。安倍政権の年金削減によって、年金だけで生活できないから働かざるを得ないのです。

15歳と24歳の就業者も90万人ふえていますが、そのうち74万人が学生となってい

ます。国における貧しい教育政策のもとで、高い学費を強いられ、仕送りだけでは生活できないと、アルバイトをしているのです。日本国民の生活実態は、年金や仕送りだけでは足りない。働かざるを得ない暮らしを強いられているのが現実の姿なのです。

消費税増税の根拠とされていた景気回復、仕事がふえている根拠そのものが成り立っていません。消費税が10%になれば、ますます暮らしは脅かされます。政治がやるべきことは、消費税の増税ではありません。低過ぎる年金の底上げと高過ぎる学費を引き下げ、暮らしを応援する施策こそ求められています。

しかも、今回の増税におけるポイント還元という面では、消費税の実質負担率は、食品か食品でないか、カードで買うか現金で買うか、大手のスーパーなどで買うか中小の商店で買うかによって、実質負担率は、10%、8%、6%、5%、3%と5段階になってしまいます。事業者においても、制度内容の説明や理解できない状況だと困惑しています。

これ以外にも、インボイス制度の導入で、161万もの小規模事業者、新たに年15万円以上もの新たな負担増となることが財務省の影響試算で明らかになりました。

さらに、廃業の危機を生み出し、家族を含めれば、何百万人の方が路頭に迷わすこととなります。政府は、消費税増税を社会保障のためだと言います。しかし、消費税導入から30年、国民からは372兆円を集めた一方で、法人税は291兆円も減っており、ほとんどが大企業を中心とした法人税減税の穴埋めに回されています。

財源をどうするのか、反対者の方は先ほど言われましたが、対案としては、立派にこういう法人税減税などの穴埋めに回せない分を回す。これは立派に対案として成り立ってきています。

しかも、社会保障のためと言いながら、消費税導入も社会保障は悪くなるばかりです。10%への増税は、社会保障のための子育て施策などを行うためにも必要と言われましたが、2019年度では、社会保障費は3,870億円を削減しようとしています。

消費税は、低所得者ほど負担が重い。弱い者いじめの税金であり、消費税を社会保障の財源にするのは本末転倒です。

この請願については、国民の生活を守ってほしい、命が削られ、暮らしが壊されることをやめてほしいとの切実な思いが込められていると考えます。

請願を採択し、国に意見書を上げることこそ、岩出市議会に求められていることを申し述べて、賛成討論といたします。

○田畑議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

福岡進二議員。

- 福岡議員 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について、私は反対の立場から討論いたします。

国においては、少子高齢化の進展に伴い、増大する社会保障関係費を確保するため、必要な財源措置として、平成31年10月に消費税10%の引き上げを予定しています。市では、子ども・子育てなど社会保障充実のため、施策に取り組んでいるところであり、その財源として、消費税は重要な位置づけになるものと考えております。

また、臨時福祉給付金を初めとする消費増税に対する緩和措置も、既に実施しています。

歳入の確保は、国、地方、公共団体の共通の課題でもあります。財源なくして施策を実施することはできませんので、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」を提出することについては反対といたします。

- 田畑議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

- 田畑議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

- 田畑議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 委員会の閉会中の継続調査申出について

- 田畑議長 日程第29 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田畑議長 以上で、本日の日程は、終了いたします。

お諮りいたします。

次の会議を3月26日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田畑議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月26日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時15分)